

# 旧氏併記変更請求書

塩尻市長 あて

次のとおり、住民票に記載されている旧氏の変更を求めます。

令和 年 月 日

|                                    |              |            |   |   |    |     |
|------------------------------------|--------------|------------|---|---|----|-----|
| 住民票に記載されている旧氏<br>( <b>変更前の旧氏</b> ) | フリガナ         |            |   |   |    |     |
|                                    |              |            |   |   |    |     |
| 記載を求める旧氏<br>( <b>変更後の旧氏</b> )      | フリガナ         |            |   |   |    |     |
|                                    |              |            |   |   |    |     |
| 氏 名                                |              | (自署又は記名押印) |   |   |    |     |
| 住 所                                |              |            |   |   |    |     |
| 生年月日                               | 明・大・昭・平・令・西暦 | 年          | 月 | 日 | 性別 | 男・女 |
| 連絡先                                |              |            |   |   |    |     |

「旧氏併記(記載・変更・削除)をされる方へ」を確認しました

代理人による請求の場合は以下に記入してください。 ※請求には別途委任状が必要です。

|      |              |            |   |   |    |     |
|------|--------------|------------|---|---|----|-----|
| 氏 名  |              | (自署又は記名押印) |   |   |    |     |
| 住 所  |              |            |   |   |    |     |
| 生年月日 | 明・大・昭・平・令・西暦 | 年          | 月 | 日 | 性別 | 男・女 |
| 連絡先  |              |            |   |   |    |     |

**※裏面の「添付書類」「注意事項」「マイナンバーカードをお持ちの方へ」をよく御確認ください**

免・パ・マ・住・保・その他( )

現戸籍  該当の旧氏の記載  戸籍の連続性

前住所地(R1.11.5以降)での旧氏(住基N確認)

(R1.11.5)

## ※添付書類

- ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)
- ・住民票への記載を求める旧氏の載っている戸籍から現在の氏に繋がるまでのすべての戸籍謄抄本や除籍謄抄本等の原本
- ・委任状(代理人申請の場合)

## ※注意事項

- ・「旧氏」とは御自身が過去に称していた氏であって、御自身に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされている氏のことを指します。
- ・旧氏の記載を初めて申請する場合は、御自身に係る戸籍に記載又は記録のある氏の中から任意の氏を旧氏として選択することができます。
- ・戸籍の届出(婚姻届出、離婚届出等)と同時に旧氏の記載の請求はできません。後日新戸籍謄抄本等を添付し請求してください。
- ・住民票に旧氏が記載されると、旧氏を省略して住民票・住民票記載事項証明書を交付するとはできません。
- ・住民票に記載された旧氏は、他市町村へ住所変更(転入)しても引き続き記載されます。
- ・住民票に記載された旧氏は、婚姻届出等により現在の氏に変更されても記載されます。
- ・住民票へ旧氏の記載した後に婚姻届出等により現在の氏に変更があった場合は、変更前の氏を旧氏として旧氏の変更を請求することができます。  
(※請求には新戸籍の謄抄本の原本が必要です)
- ・旧氏の削除を請求した場合は、削除した氏及びそれ以前に称していた氏を旧氏として再記載の申請することはできません。  
ただし、旧氏の削除申請後に現在の氏に変更があった場合は、変更前の氏を旧氏として申請することができます。

## ※マイナンバーカードをお持ちの方へ

- ・旧氏を変更した場合はマイナンバーカードの券面の更新とカードに搭載されている電子証明書の更新が必要になります。旧氏に関する手続きが終わった後、市民係マイナンバー窓口でカードをお持ちください。
- ※カードの券面更新・電子証明書の更新は原則本人申請のみ受付しております。  
代理人の方が申請を希望する場合は委任状などの書面が別途必要です。  
詳細はマイナンバー担当に御相談ください。